



集団的自衛権の行使を認めた閣議決定に思う

◆ 閣議決定の問題点

7月1日、集団的自衛権の行使を認める閣議決定がなされました。集団的自衛権とは、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利です(2003年の政府答弁書)。しかし、集団的「自衛権」というのは誤解させる概念であり、日本からみれば、「他衛権」で、自衛権とは異物です。行使される相手国からみると、日本を武力攻撃していないのに日本から「先制攻撃」されることになるので、日本に対して「個別的自衛権」を行使することができます。これまでの「専守防衛」と「先制攻撃」では天と地ほどの開きがあります。

今回の閣議決定について、まず9条との関係では、集団的自衛権行使の「新3要件」は要件を限定できると称して国民を欺くために用意されたものだと思います。首相は早くも14、15日の衆参の予算委員会等で、自衛隊は「戦闘地域」まで行って「武器の使用」をするなど歯止めを外し始めました。9条・前文の規範を事実上180度変えてしまいます。憲法学の圧倒的多数説によれば仮に憲法改正の手続き(96条)を踏んでも改正の内容の限界を超えるため、これは新憲法の制定になります。

しかも96条の手続きさえ踏んでいないのですから、憲法の根底的な原理である「立憲主義」(統治権に対する法的制限)に二重の意味で違反してい

ます。

さらに、「国民主権」とは、国民が憲法を制定する権力を有することを意味し96条はその思想を具体化したものですから、閣議決定は国民主権にも反すると思います。

また、自民党の2012年の衆院選公約では安保政策の転換は真正面から問われませんでしたし、その後の参院選では公約に記載もありませんでした。そして国会や国民の間のまともな議論もなく、首相と考えを同じくする委員で構成された私的懇談会の報告書を基に自公の密室談合で決定しました。そもそも、日米の「共同防衛」を定める日米安保条約5条1項は「日本国の施政の下にある領域における武力攻撃」を定めているのですから、それ以外の地域における「共同防衛」を行うことは、本条約の改定も放置し下位の法律改正だけで乗り越える暴挙です。以上により「民主主義」に対する重大な違反です。国家権力の私物化ということでしょう。

◆ 文官による静かなるクーデター

人類は長い長い苦難の時代を経て、やっと1928年の不戦条約で侵略戦争の禁止を定め、1945年の国連憲章で武力行使禁止原則を確立させました(国際立憲主義)。但し、国連憲章の原案にはなかった「集団的自衛権」がアメリカ主導で例外として加筆されました。この加筆は第一次世界大戦前の

戦争無制限の思想の流れをくんでいます。

その後、集団的自衛権は主に侵略戦争の口実として頻繁に行使されてきました。日本は先進民主主義国の中ではアメリカが行ってきた侵略戦争に反対したことがない唯一の国です。集団的自衛権行使のための法案を国会で成立させてしまえば、実際はアメリカによる全世界に展開する戦争に自衛隊だけでなく国ごと従属的に参加(隷属)せざるを得ないことになります。

戦争をする日本に変化させるためには反対意見を抑圧することが不可欠です。自民党改憲草案 13条に明記されている人権の「公益及び公の秩序」による制限が秘密保護法の制定などによって既に着々と実行に移されつつあります。

閣議決定は、このような状況の中で、「文官による静かなるクーデター」として断行されました。

財閥系シンクタンクのエコノミストの間からさえも世界の金融資本主義の危機、資本主義の終焉さえ主張されるに至りました。このような情勢の下で「1%」の富裕層を中心とした人たちは、富を武力で維持拡大する旧来からの戦略の続行を追求しています。日本にとって「軍産複合体国家」化は、「経済成長」するための残された貴重な道であるゆえもあって、あえて「クーデター」に出たのだと思います。安倍首相の個性の議論が盛んですが、それを強調し過ぎることは本質を見失うと思われま

◆ 私たちが主体になって平和の構築を！

今、世界では経済成長至上主義への反省、「新しい幸福像」の創造、格差是正等も主要な課題になっていると思います。日本のような大国が参加する戦争は経済的な秩序の維持や利権獲得に関係していることが多いです。15世紀末葉から始まったヨーロッパ諸国による植民地化時代にまで遡った貧困を原因とする死者は今でも世界で年間約 2000万人に上り、武力による犠牲者より格段に多く深刻です。「1%」に象徴される層は、旧態依然とした思

想から全面的かつ熾烈な攻勢をかけてきています。

閣議決定もグローバルな勝ち組になることを目的としていると思います。これに対抗するためには、「反クーデター」=「政権打倒」の方策を緊急に樹立することが求められています。広範な「ピースウィング」を包摂する恒常的な連携、共闘の組織作りが不可欠でしょう。

同時に、本来の意味での憲法前文・9条の「積極的平和主義」の観点から2つのことが必須だと思います。第1に、国際的な自然災害救助、ガザなど戦争・紛争地帯に対する平和的な方法による支援、貧困の大幅な解消のための多様な支援・技術指導などの抜本的な強化策を市民の側から主体的に提案して行くことです。第2に、日本が9条の平和主義の理想を堅持しつつ北東アジアに平和のための共同体を創ることです。可能なところから現実的な努力を必死になって積み重ねれば必ずや周辺諸国の人々の共感を得るでしょう。安倍首相は集団的自衛権容認の必要性として、周辺諸国による武力紛争を例に挙げました。このような想定で周辺諸国をいたずらに刺激する姿勢こそ平和主義や国際協調主義に反します。

今、じっくり考えるべきことは、日本は現憲法の下で70年近く他国の人を戦争で殺戮したことがないという事実です。

日本は、世界に先駆けて武力なき平和を実現する国になるのか、それとも「武力」に依拠する国になるのか、その選択が現実には迫られています。

現代の戦争は、日本に投下された原爆の事実をみても、一端始まると敵味方を問わず想像を絶する悲惨な戦争状態に陥る危険性が相当あります。原発の事故を発生させ大量殺人を狙うサイバー戦争・テロも懸念されます。今回の閣議決定は、このような現代の戦争の実態も踏まえていないと考えま

(蓼沼紘明)

……**集団的自衛権**……会議での意見交換……

今月号の巻頭では、集団的自衛権について取り上げましたが、HuRP の定例会議でも意見交換しました。どんな意見があったのか、ここで少し紹介したいと思います。

- 密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないのに実力行使をもって阻止するというのは、「自衛」ではない。自衛隊員は自国を直接的に守るという意志で臨んでいるだろうから、今回の閣議決定に反対する自衛隊関係者も多いのでは？
- 安倍氏は、「偉業を遺したい」という勝手な権力誇示に固執しており、解釈改憲や集団的自衛権行使の閣議決定など国民の意思を全く無視した強行を繰り返している。
- 2006 年 12 月に教育基本法を改正し、教育の目標の一つとして「愛国心」という言葉を盛り込んだのも安倍氏。
- 集団的自衛権の行使を認め、「戦争できる国」に染まっていく日本で、徴兵制の実施も可能性として出てきているのではないか。

※ 現政権の動向を注視し、今後も取り上げるべきテーマだと思っています。
読者のみなさまもご意見などお寄せください。

□■書評■□

川名壮志 『謝るなら、いつでもおいで』（集英社、2014 年）

◆ 貴重なルポ

2004 年 6 月、長崎県佐世保市の小学校で、6 年生の生徒が同級生をカッターナイフで刺殺した佐世保小 6 同級生殺害事件。当時ニュースで知り、衝撃を受けたのを憶えている。

被害者の父親は毎日新聞佐世保支局長で、その部下であった著者は、小さな支局で上司の家族や同僚と身内のように親しく日々を送っていた。突然の白昼の悲惨な事件は穏やかな支局の日常を一変させた。あれから 10 年。本書は、当時、新米記者だった著者が、記者という立場から義務と感じ、事件当時とその後を追ったルポルタージュだ。

遺族の隣人として、よく知る少女が、その友人に殺された事実を受け入れられず苦しむ一方で、記者として事件の取材に追われ、必死に前に進もうとする著者。当事者であり記者である著者が、被害者・加害者・マスコミのそれぞれの視点をとらえ、相容れない三者を結びつけていく。本書の前半では

直接的に触れない当事者家族の声について、後半で被害者の父、加害者の父、被害者の兄の三者へ取材し、事件の背景やそれぞれの想いを描いている。読者は読み進めるうちに、事件を巡るそれぞれの当事者、どの立場に対しても理解を示し始めるだろう。

当事者に近い立場にあった記者が、事実を歪めず誠実に取材した、貴重な著書だと言える。

◆ 触法少年と少年法改正

本書で問題提起されていることにも注目したい。この事件では加害者が事件当時 11 歳であり、触法少年にあたる。触法少年とは 14 歳未満の少年を指し、彼らには少年法が適用されない。処罰の対象から除外され(刑法 41 条「14 歳に満たない者の行為は、罰しない」)、児童福祉法による処置や保護処分が優先される。14 歳未満は人を殺めても罰せられない。悪いことをしたら叱られ罰を与えられるは

ずなのに…被害者の兄は少年法の実態に驚いたという。

少年法は「少年の可塑性」を重視する。少年は成長の過程で人格を柔軟に変化させるものであり、成人よりも更生の余地があると期待されるためだ。一方で、少年法の厳罰化は着々と進んでいる。2000年代、少年法の改正は大きく2回行われた*。そして今年4月11日に可決された少年法改正で、18歳未満の少年に対し、無期懲役に代わって言い渡せる有期懲役の上限を、15年から20年に、不定期刑も「5年～10年」が「10年～15年」に引き上げられた。果たして厳罰化は抑止力となるのか…。

本書の事件はじめ、他の少年事件にも窺えることだが、罪の重大さを理解できないまま、好奇心などで残酷な罪を犯してしまう場合も考えられる。物心ついた頃から、いのちの大切さを知ること、罪を犯

すということの意味を認識させるためにも、適切な教育とは何かがまず問われるべきだと思う。

本書のテーマでもある「償い」とは何か。罪を犯してしまったときに、自分が犯した過ちを認識し被害者や遺族への想いを整理して、更生したのちに社会復帰するとともに残りの人生をかけて罪とそれを償うことと向き合い続ける…そのような加害者の「権利と義務」も考えられるのではないかと。(M.A.)

*2000年代の主な少年法改正

2000年:刑事罰対象を「16歳以上」から「14歳以上」に引き下げ。16歳以上の少年が故意の犯罪行為で被害者を死亡させた時は、検察官への逆送が原則となった。

2007年:少年院の年齢下限を「14歳」から「おおむね12歳」に引き下げ(少年院送致の年齢下限撤廃)。14歳未満でも警察による強制的な調査が可能に。

【法学館憲法研究所報 第11号】刊行！！

2014年7月1日、政府はこれまでの憲法解釈を変更し、集団的自衛権行使を容認する閣議決定を行いました。これは日本の安全保障政策と社会の有り様を大きく変えるものであるとの国民の批判が高まっています。「法学館憲法研究所報」第11号には、小沢隆一教授(東京慈恵会医大)の論文「集団的自衛権行使の今日的意味」、伊藤真所長の講演録(抄録)「法律で憲法を変える?——国家安全保障基本法とはなにか?」でこの問題について掘り下げた分析を行っています。また、浦部法穂・法学館憲法研究所顧問の講義録「租税と憲法」なども収録し、読み応えあるものとなっています。

目次

巻頭言 伊藤 真

論文「集団的自衛権行使の今日的意味」 小沢隆一

講演録(抄録)

「法律で憲法を変える?——国家安全保障基本法とはなにか?」伊藤真

講義録「租税と憲法」 浦部法穂

論考「国民投票法の改正の意味と問題点」 木藤伸一郎

論考「カジノ推進法案の問題点」 新里宏二



【編集後記】▼戦後79年を前に、あらためて憲法の意義や平和主義について身近な人たちと価値を共有すべきだと思う。8月号で特集します。▽少年事件に関する本を書評で紹介した。原稿を書き終えた直後に飛び込んできた、佐世保市の高校生による事件。少年の人権について、近いうちに取り上げたいと思う。(望)